

京都市告示第134号

計量法第21条第2項の規定に基づき、質量計定期検査を行います。

平成23年5月30日

京都市長 門川 大作

1 定期検査を行う区域

北区，上京区，中京区，東山区及び伏見区

2 検査の対象者

ひょう量が500kgを超え、5t未満の質量計を使用するもの並びに20台以上の質量計の所在の場所での検査を希望するもの。

3 定期検査の実施の期日

平成23年7月1日から7月31日まで

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

(計量検査所)